

令和2年 6月 11日

保護者のみなさま

世田谷区立塚戸小学校  
校長 石田 孝士

## 学校給食再開に伴う給食費の取り扱い等について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

区内小中学校の給食開始が、6月22日（月）より再開予定となったことに伴い、学校給食費の取り扱い等についてお知らせいたします。

### 1. 給食費の引き落としについて

令和2年度4・5月分は、給食なしのため、給食費は徴収しません。

6月の給食費については、振替を行わず、令和3年の2月・3月の調整時に納入となります。

令和2年度の初回振替（納入）は、7月31日に7月分を予定しております。

（臨時休業等に伴い、初回振替日が変更になる場合がございます。）

### 2. 新型コロナウイルス感染症の理由による給食停止を希望する場合について

学校給食は教育の一環として提供しているため、通常の教育活動の開始に伴う給食の再開にあたり、児童・生徒は給食時間に給食を食べていただくことを原則としています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染に対する不安から、連続5日以上（土日祝日を除く）給食の停止を希望する場合は、【給食変更届】にご記入の上、担任へご提出ください。【給食変更届】は、世田谷区や塚戸小学校のホームページからダウンロードできます。ただし、欠食扱いとなるのは、「学校が届出を受理した日の翌日から起算して、土日祝日を除く5日目かつ牛乳を含む全ての食材発注がキャンセルできた日から」となるので、概ね喫食日の1週間前までに提出をお願いします。

### 3. コロナウイルス陽性者が出了した場合の学校給食費の取り扱いについて

「学校・園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、当該陽性者は、治癒するまでの間、出席停止等となります。また、必要に応じて、当該校について14日間を目安に臨時休業を行うこととなります。表記の場合についての給食費の取り扱いについては「学級（学校）閉鎖の取扱い」と同様といたします。

《参考》世田谷区学校給食費等事務取扱マニュアル（令和元年12月改訂版）より抜粋

閉鎖を決定した日の翌日から起算して、土・日・祝日を除く3日後、かつ牛乳を含む全ての食材発注がキャンセルできた日から欠食扱いとする。ただし、牛乳を含む全ての食材がキャンセルできない場合は、1食分請求となる。

担当 世田谷区立塚戸小学校 栄養士 小澤  
給食主任 松川  
電話 03-3300-5166